

福井県報

第 337 号
令和 7 年
2月18日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 換地処分の届出（66・坂井農林総合事務所）…………… 1
- 換地処分の届出（67・嶺南振興局）…………… 1
- 道路の位置の指定（68・同）…………… 1

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任（坂井農林総合事務所）…………… 2

告 示

福井県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項の規定において準用する同法第54条第3項の規定により、坂井市（坂井地区）から令和7年1月14日に換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4第1項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項の規定において準用する同法第54条第3項の規定により、おおい町（名田庄口坂本地区）から令和7年2月4日に換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4第1項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月18日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
東京都中央区日本橋人形町2-25-15
株式会社ディーエス産業
代表取締役 丸杉十四三
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
敦賀市ひばりヶ丘町422番の一部、426番の一部	4.00 ～6.00	51.388

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
セントラルモニタおよびベッドサイドモニタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月23日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
58,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年12月10日

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年11月28日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 木原 俊悟 坂井市三国町黒目18-22-1

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和7年1月10日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 野坂 康雄 坂井市春江町上小森21-18